

地域安全ニュース

悪徳商法の被害に遭わないために

仮想通貨(暗号資産)や海外事業への投資など、国民の関心が高いテーマに便乗して出資名目でお金をだまし取る利殖商法、高齢者世帯を狙って屋根や床下等の点検を口実に訪問し必要にない工事で高額な料金を請求する点検商法、健康食品や化粧品等の商品やファンド型投資商品などのマルチ商法など、悪質商法による被害が発生しています。

悪質商法の被害に遭わないためのポイント

- ・相手の身分と用件をしっかりと確認する
- ・あいまいな返事をせず、勇気を出してはっきり断る
- ・うまい話、儲かる話を信用しない
- ・すぐ契約するように迫ってきても、安易に契約しない
- ・1人で判断せず、家族や友人、相談機関へ相談する
- ・しつこい場合は110番通報する



不安を感じたときは一刻もはやく相談をしましょう。クーリング・オフにより被害の防止・回復ができる場合があります。

相談窓口

千葉県警察本部相談サポートコーナー ☎043-227-9110

千葉県消費者センター ☎043-434-0999

山武警察署生活安全課 ☎0475-82-0110

消費生活なび NO.143 「格安スマホ」の契約は内容をよく読んで慎重に

格安スマホ会社では、比較的安価な料金でサービスが提供される一方、今まで契約していた携帯電話会社と同じサービスを利用できるとは限りません。問い合わせ方法がホームページ上に設置されているフォームやチャット等に限られている場合が多く、操作に不慣れな方の対面サポートを行っていない場合があります。また、無料で通話できるサービスの提供も、アプリを用いることや電話番号の前に特定の番号を打ち込むこと等、指定する通話方法でないと、予期せぬ高額請求を受ける場合があります注意が必要です。

格安スマホの契約は、下調べを十分にし、自分に適しているか確認してから申込みましょう。

消費生活相談室(産業課内)

☎84-1233 毎週火曜日 午前10時~午後4時